
プロジェクト リース
項目 表示及び注記（貸手）

I. 本資料の目的

1. 表示及び注記については、下表の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会において審議を行っている。本資料は、これまでの審議を踏まえて、事務局による分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

企業会計基準委員会	リース会計専門委員会
第 474 回（2022 年 2 月 21 日開催）	第 109 回（2022 年 2 月 10 日開催）
第 482 回（2022 年 6 月 29 日開催）	第 117 回（2022 年 7 月 4 日開催）
第 485 回（2022 年 8 月 23 日開催）	第 119 回（2022 年 8 月 24 日開催）
	第 120 回（2022 年 9 月 5 日開催）

2. 本日は、貸手について審議の対象とする。事務局は、現時点で次の論点については審議未了あるいは審議継続中であると認識している。
- (1) リースの識別（定期傭船等）
- (2) 連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係
3. なお、リースに関する我が国のキャッシュ・フロー計算書の取扱いについては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 8 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」に定められている。日本公認会計士協会への改正案については、別途審議済みのため、本資料では検討していない。

II. 本資料における事務局による再提案の要約

4. 本資料においては、貸手について、これまでの提案を変更せず、次の開示項目を定めることを提案している（本資料第 7 項から第 13 項）。
- (1) ファイナンス・リースに関する次の損益項目
- ① 販売損益
- ② リース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

- ③ リース債権及びリース投資資産に含めていない変動リース料に係る収益
- (2) リース債権に関する次の事項
- ① リース債権の残高に重要な変動がある場合のその金額及び内容
 - ② 将来のリース料を収受する権利（以下「リース料債権」という。）部分の金額（利息相当額控除前）及び受取利息相当額
- (3) リース投資資産に関する次の事項
- ① リース投資資産の残高に重要な変動がある場合のその金額及び内容
 - ② リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額（各々、利息相当額控除前）並びに受取利息相当額
- (4) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分（利息相当額控除前）について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額
- (5) オペレーティング・リースに関する次の損益項目
- ① オペレーティング・リースに係る収益
 - ② 指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益
- (6) オペレーティング・リースに係るリース料について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額

III. 貸手の注記

これまでの事務局による提案

5. これまでに事務局は、主に次の提案を行った。

- (1) 貸手の開示について、貸手の会計処理を基本的に変更しないとしても、国際的に貸手の開示が拡充する中では同様に開示を拡充するべきであり、IFRS 第 16 号と同様の開示を求めるべきであるとの意見が利用者から聞かれている。
- (2) そのため、貸手の開示を IFRS 第 16 号と整合的なものとするを念頭に置き、下表のとおり、改正リース会計基準に採り入れる。

IFRS 第 16 号における貸手の開示項目	採り入れるか否かの提案
① 開示目的 (IFRS 第 16 号第 89 項)	採り入れる
② 収益に関する開示 (IFRS 第 16 号第 90 項) ファイナンス・リース (a) 販売損益 (b) 正味リース投資未回収額に対する金融収益 (c) 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益 オペレーティング・リース (a) リース収益 (指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益を区分して開示)	採り入れる
③ 開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報 (IFRS 第 16 号第 92 項)	採り入れる
④ ファイナンス・リースに関する開示 (a) 正味リース投資未回収額の帳簿価額の著しい変動についての定性的説明及び定量的説明 (IFRS 第 16 号第 93 項) (b) リース料債権の満期分析 (IFRS 第 16 号第 94 項) (c) 割引前のリース料合計と正味リース投資未回収額の差異分析 (未稼得金融収益と割引後の無保証残存価値を識別して) (IFRS 第 16 号第 94 項)	採り入れる 採り入れる 採り入れる
⑤ オペレーティング・リースに関する開示 (a) オペレーティング・リースの対象となっている資産について、他の基準書 ¹ における開示 (IFRS 第 16 号第 95 項及び第 96 項) (b) リース料の満期分析 (IFRS 第 16 号第 97 項)	検討対象外 採り入れる

企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会において聞かれた意見

6. 前項の事務局提案に対して、第 482 回企業会計基準委員会及び第 117 回リース会計専門委員会では、次の意見が聞かれた。

- (1) リースを本業とする会社にリースに関する収益の開示を求めることは、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)と平仄を合わせる視点から賛成できるが、個別の注記項目に関しては、収益認識会計基準と比較することにより、収益認識会計基準と同等の項目か否かにより優先順位を明確にすることで、注記項目の取捨選択の議論ができるのではないかと。
- (2) リースの貸手の注記について、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースにかかわらず注記することが求められているが、これまで開示

¹ IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 36 号「資産の減損」、IAS 第 38 号「無形資産」、IAS 第 40 号「投資不動産」及び IAS 第 41 号「農業」。

が求められなかった所有権移転ファイナンス・リースに係るリース債権の構成要素の開示（リース料債権部分と利息部分の開示）について、なぜ開示が必要かに関する論拠を明確にして頂きたい。

今回の事務局による分析及び再提案

(収益認識会計基準との比較からの検討)

7. 事務局は、リース収益に関連する開示は、リースを本業とする企業など、リースが財務諸表に重要な影響を与える企業においては、重要な情報であると考えている。また、事務局は、リースを適用対象外としている収益認識会計基準では、重要性のある収益に関する情報を開示することを企業に要求しており、リースに関する収益が収益の一形態であることを考慮すれば、収益認識会計基準と同様の開示が有用であると考えている。
8. この点、IFRS 第 16 号における開示項目のうち、収益認識会計基準における開示項目と同様の内容と考えられるものとの対応関係は、下表のとおりである。

IFRS 第 16 号における開示項目	収益認識会計基準における開示項目
<u>収益に関する開示 (IFRS 第 16 号第 90 項)</u> ✓ ファイナンス・リース (a) 販売損益 (b) 正味リース投資未回収額に対する金融収益 (c) 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益 ✓ オペレーティング・リース (d) リース収益（指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益を区分して開示）	<u>収益に関する分解情報 (収益認識会計基準第 80-10 項及び第 80-11 項)</u> 当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する（収益認識会計基準第 80-10 項）。
<u>正味リース投資未回収額の帳簿価額に関する開示 (IFRS 第 16 号第 93 項)</u> 正味リース投資未回収額の帳簿価額の著しい変動についての定性的説明及び定量的説明	<u>契約資産及び契約負債の残高等 (収益認識会計基準第 80-20 項)</u> 履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解できるよう、次の事項を注記する。 (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高（区分して表示していない場合） (3) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

したがって、これらの開示項目については、収益認識会計基準における開示項目と同様の内容であるリース収益に関連する開示と考えられるため、これまでの提案のとおり、

改正リース会計基準において開示を求めることが考えられるかどうか。

9. なお、IFRS 第 16 号において開示が求められている次の項目については、収益認識会計基準における開示項目と同様の内容ではないものの、現行のリース会計基準に同様の定めがあること、また、リース料の支払いが通常分割して行われることを考慮した際に将来のリースのキャッシュ・フローの予測と流動性を見積りをより正確に行うことを可能にするという点で有用な情報を提供すると考えられることから、これまでの提案のとおり、改正リース会計基準において同様の内容の開示を求めることが考えられる。

(1) ファイナンス・リースに関する開示

- ① リース料債権の満期分析 (IFRS 第 16 号第 94 項)
- ② 割引前のリース料合計と正味リース投資未回収額の差異分析 (未獲得金融収益と割引後の無保証残存価値を識別して) (IFRS 第 16 号第 94 項)

(2) オペレーティング・リースに関する開示

- ① リース料の満期分析 (IFRS 第 16 号第 97 項)

なお、上記の(1)②の開示は、現行のリース会計基準では所有権移転外ファイナンス・リースにのみ求められている注記であるため、所有権移転ファイナンス・リースにも同様の注記を求めるかどうかについて、次項以降で検討を行うものとする(上記の開示と現行のリース会計基準で求められている開示項目との差異は、現行のリース会計基準で(1)②の開示が所有権移転ファイナンス・リースに求められていないことのみである)。

(所有権移転ファイナンス・リースに係るリース債権の構成要素の開示の要否)

10. 前項の提案のうち、前項の(1)②の IFRS 第 16 号における割引前のリース料合計と正味リース投資未回収額の差異分析に関しては、現行のリース会計基準第 20 項において、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産について、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額(各々、利息相当額控除前)並びに受取利息相当額を注記するとしており、IFRS 第 16 号と実質的に同様の定めがある。
11. 一方で、IFRS 第 16 号は所有権移転リースと所有権移転外リースの区別を行っておらず、所有権移転ファイナンス・リースに相当するリースであっても前項の注記が要求されている。
12. そこで、改正リース会計基準において、所有権移転ファイナンス・リースに係るリース

債権の構成要素の開示を求めるかが論点となる。

13. この点、所有権移転ファイナンス・リースについてのリース債権には見積残存価額は存在しないため、リース債権の構成要素は、リース料債権部分及び受取利息相当額となる。これまでの審議において、リース料債権部分については満期分析の開示を提案しており、受取利息相当額に関する情報を収集することは、作成者にとって著しい負担にはならないと考えられる。一方、利用者がリース債権の受取利息相当額の数値を確認するにあたり、特に連結財務諸表規則第23条に従い「リース債権及びリース投資資産」により表示が行われる場合には、連結貸借対照表における当該「リース債権及びリース投資資産」の残高、リース債権の満期分析の注記、リース投資資産の構成要素の注記等を利用して自らが計算することとなり、相応の手間・コストが発生すると考えられる。これらを考慮すると、リース料債権の受取利息相当額を開示することで財務諸表の有用性が高まり、便益がコストを上回ると考えられるため、IFRS 第16号と同様に所有権移転か移転外かにかかわらずファイナンス・リースの構成要素を開示することとし、所有権移転ファイナンス・リースに係るリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産の両方について構成要素の注記を行うこととしてはどうか。

IV. 貸手に関する文案イメージ

14. ここまでの貸手の注記の検討を踏まえた改正リース会計基準の文案イメージは、次のとおりである。第482回及び第485回企業会計基準委員会並びに第117回及び第119回リース会計専門委員会で示した文案イメージからの変更は、下線及び取消し線で示している。結論の背景においては、貸手の開示項目について、開示目的を達成するためになぜ定めた開示項目が必要なのかについて記載している。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

貸手の注記に関する事務局の分析及び再提案並びに文案イメージについて、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以 上